

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 削除
- 第3章 地下水の規制（第14条—第21条）
- 第4章 開発の規制
 - 第1節 開発の規制（第22条—第28条）
 - 第2節 開発（観光開発を除く。）の基準（第29条—第31条の2）
 - 第3節 観光開発の基準（第32条—第36条）
- 第5章 太陽光発電設備の設置等（第36条の2—第36条の10）
- 第6章 緑化育成（第37条—第40条）
- 第7章 合併処理浄化槽の設置等（第41条—第47条）
- 第8章 雑則（第48条—第56条）
- 第9章 罰則（第57条・第58条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、茅野市環境にやさしいまちづくり条例（平成11年茅野市条例第8号）の理念を尊重し、本市の優れた自然と水資源を永く後世に伝えるとともに、自然のもたらす限りない恩恵を永遠に享受できるよう生活環境の保全を図り、もって住み良い郷土の実現に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 自然からの恵沢は、人間にひとしく与えられたものであるとの観点に立ち、本市の恵まれた環境を将来に継承することができるよう保全を図り、健康で文化的な生活環境を確保しなければならない。

2 おおむね標高1,600メートル以上の高度地域である高山・亜高山帯は、一度破壊された自然を復元することは極めて困難である。したがって、何人も、努めて地形変更を避けるなど現存する自然を保護しなければならない。また、本市の特徴である八ヶ岳から市街地までつながる水と緑の連携軸を保全していくことを前提として、自然的土地利用と都市的土地利用のバランスある発展を目指さなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「井戸」とは、地下水（温泉法（昭和23年法律第125号）による温泉を除く。以下同じ。）を採取するための施設をいう。
- (2) 「開発」とは、次に掲げる行為をいう。
 - ア 販売又は賃貸を目的とした宅地造成
 - イ 販売又は賃貸を目的とした住宅の建築
 - ウ 3,000平方メートル以上の土地の形状変更及び観光開発

エ 高さ2メートルを超える盛土又は切土を伴う土地の形状変更（ア、イ又はウに掲げる行為を除く。）

オ 事業の用に供する土地の区域の面積の合計が3,000平方メートル以上の太陽光発電設備の設置（ウに掲げる行為を除く。）

(3) 「工場」とは、営業のため物品の製造若しくは加工又は印刷の目的に使用する場所をいう。

(4) 「太陽光発電設備」とは、出力（隣接して設置する設備にあつては、隣接して設置する全ての設備の合計の出力）が10キロワット以上の太陽光を電気に変換する設備（建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く。）及びその付属設備であつて、発電した電気を電気事業者に対し供給する事業に使用される設備をいう。

(5) 「太陽光発電事業者」とは、太陽光発電設備を使用して発電した電気を電気事業者に対し供給する事業を行う者をいう。

(市の責務)

第4条 市は、生活環境及び自然と水資源を適正に保全するため、総合的な保護施策を策定しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動の実施に当たって、茅野市総合計画（茅野市総合計画条例（平成28年茅野市条例第20号）第2条の規定により策定する総合計画をいう。）の土地利用構想の理念を尊重し、生活環境が適正に保全されるよう必要な措置を講ずるとともに、自然と水資源の貴重なことを認識し、市が行う施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民（滞在者を含む。）は、生活環境が適正に保全されるよう進んで努めるとともに、自然と水資源の貴重なことを認識し、市が行う施策に協力しなければならない。

第2章 削除

第7条から第13条まで 削除

第3章 地下水の規制

(地下水採取の制限)

第14条 地下水を長期間にわたって採取した場合における地下水の復元は容易ではない。したがって、濫用は許されない。そのため地下水を使用する場合は、使用量を最小限にとどめ地下水源の枯渇を防ぐとともに、みだりに井戸を掘り付近の水の枯渇又は地盤沈下等の弊害を防止しなければならない。このため市は、地下水の合理的な利用と開発の基準を定めるものとする。

(許可)

第15条 吐出口の断面積が6平方センチメートル以上のものを用いて、地下水を採取するため、井戸を掘ろうとする者は、井戸ごとにそのストレーナーの位置、揚水機の種類及び吐出口の断面積を定めて、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 動力を用いずに地下水を採取していた者又は井戸から地下水を採取していた者で、地下水を採取するため、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートル以上のものを設置しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず国又は県の機関がこれらの項の規定に該当する行為をしよ

うとするときは、これらの項の許可を要しない。この場合において、当該国又は県の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(許可申請)

第16条 前条の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあっては、その住所、名称及び代表者の氏名）
- (2) 地下水の用途
- (3) 井戸の設置場所
- (4) 井戸のストレーナーの位置、揚水機の種類及び吐出口の断面積

2 前項の申請書には、井戸の設置場所を示す図面その他市長の定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第17条 市長は、前条の許可の申請があったときは、茅野市環境審議会（茅野市環境にやさしいまちづくり条例第20条に規定する審議会をいう。以下「審議会」という。）の意見を聴き、当該申請に係る井戸が次に掲げる基準に適合しているときは、許可するものとする。

- (1) 地下水の合理的な利用に支障がないと認められること。
- (2) 地下水を申請の用途に供することが必要かつ適当と認められること。
- (3) 他の水をもって代えることが困難なこと。
- (4) 既設井戸（吐出口の断面積が6平方センチメートル以上）との距離が200メートル以上離れていること。ただし、季節的に使用する井戸については、別に規則で定める。

(5) その他規則で定める基準に適合していること。

2 前項の許可には、条件を付することができる。

(届出)

第18条 第15条の許可を受けた者は、井戸が完成したときは、15日以内に市長に届け出なければならない。

(地下水利用の報告)

第18条の2 第15条の許可又は第20条の変更の許可を受けて地下水を採取した者は、採取した地下水の量を市長に報告するものとする。

(枯渇又は地盤沈下等に対する措置)

第18条の3 第15条の許可又は第20条の変更の許可を受けた者は、動力を用いて井戸水を採取することにより、付近の水の枯渇又は地盤沈下等の現象が出てきたときは、直ちに採取を中止し、原因を究明しなければならない。

2 井戸所有者は、前項において原因が究明されたときは、その原因に基づき当該井戸の改良を行うとともに、被害者に対する処置を行わなければならない。当該井戸の改良が著しく困難な場合は、廃止しなければならない。

(経過措置)

第19条 地下水採取のため、現に井戸を使用している者又は井戸を掘ろうとして着手している者は、この条例施行後60日以内に市長に届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出た者は、第15条の許可を受けたものとみなす。

(変更の許可)

第20条 第15条の許可を受けた者又は前条により許可を受けたとみなされた者は、許可を受けた井戸のストレーナーの位置、揚水機の種類及び吐出口の断面積を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合においては、第16条から第18条までの規定を準用する。

(廃止)

第21条 第15条の許可を受けた者、第19条により許可を受けたと見なされた者又は前条の変更の許可を受けた者は、許可を受けた井戸を廃止したときは直ちに原状回復し、市長に届け出なければならない。

第4章 開発の規制

第1節 開発の規制

(開発の制限)

第22条 開発によって破壊された自然環境を復元することは、困難であり、乱開発は許されない。したがって開発を行う場合は、努めて地形変更を避け、開発に起因する災害を未然に防止し、市民の健全な生活環境を確保するため、市は基準を定めるものとする。

2 市は、前項の基準を定めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

第22条の2 何人も、おおむね標高1,600メートル以上の地域において、開発及び次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 高さ13メートルを超える建築物、鉄塔その他の工作物の新築

(2) その他市長が環境の保全等に支障があると認める行為

2 前項の規定にかかわらず、現に土地の形状変更を伴う行為が行われた土地において行う行為その他次に掲げる行為は、行うことができる。

(1) 国又は県の機関が行う行為

(2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第6号に規定する公園事業として行う行為又は自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）第1条に掲げる施設の新築、改築又は増築で、自然公園法第20条第3項又は第21条第3項の許可を受けて行う行為

第23条及び第24条 削除

(許可申請)

第25条 開発をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、規則で定める開発にあつては、規則の定めるところによりあらかじめ市長に協議し、申請書を提出するものとする。

(1) 住所及び氏名（法人にあつては、その住所、名称及び代表者の氏名）

(2) 開発の目的

(3) 開発の位置及び面積

(4) 土地の利用計画

(5) 水の利用計画及び排水計画

(6) 廃棄物の処理計画

(7) 建築物及び構造物に関する計画

(8) 工事の予定期間

(9) 工事の施行者

(10) その他市長が必要と認める事項

2 工事に一部着手している場合であっても前項の規定を適用する。

(許可の基準)

第26条 市長は、前条の申請があったときは、審議会の意見を聴き、当該開発が第29条から第36条までに規定する基準に適合しているときは、開発の許可をするものとする。ただし、第3条第2号アの規定による開発の面積が3,000平方メートル未満の宅地造成、同号イの規定による開発の面積が3,000平方メートル未満であって住宅の戸数が30戸以下の住宅の建築又は同号エの開発（以下「小規模開発」という。）については、審議会の意見は省略することができる。

2 前項の許可には条件を付することができる。

(変更の許可)

第27条 第25条第1項の許可を受けた者が、当該申請の内容を変更しようとするときは、市長に申請書を提出し、許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、申請書の提出を変更内容の届出に代えることができるものとする。

2 前項の許可の場合においては、前条第1項の規定を準用する。

(完成届)

第27条の2 第25条の許可又は前条の変更の許可を受けた者は、当該開発が完成したときは、15日以内に完成届を市長に提出しなければならない。

(国又は県に対する特例)

第28条 第25条の規定にかかわらず、国又は県の機関が同条の規定に該当する行為をしようとするときは、同条の許可を要しない。この場合において、当該国又は県の機関はあらかじめ市長に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議をした者が、当該協議の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

第2節 開発（観光開発を除く。）の基準

(道路公園等)

第29条 道路その他の公共の用に供する施設（消防水利を含む。）は、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上適当に配置され、かつ、規則で定める基準に適合していなければならない。

- (1) 開発の種類、規模、形状及び周辺の状況
- (2) 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質
- (3) 予定建築物の用途
- (4) 予定建築物の敷地の規模及び配置

2 公園、緑地又は広場の面積の開発区域の面積に対する割合は、5パーセント以上とする。ただし、開発が用途地域の定められていない土地の区域内において行われるものであり、かつ、予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年長野県条例第23号）第2条の規定によるものとする。

3 前項に規定する割合は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第3項の規定によって強化した都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第25条第6号及び第7号の規定に基づいて設ける公園、緑地又は広場の面積の開発区域の面積に対する割合とする。

4 第2項に定めるもののほか、公園、緑地又は広場は、規則で定める基準に適合してい

なければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、小規模開発については、市長が別に定める。

(排水路等)

第30条 排水路その他の排水施設は、次に掲げる事項を勘案して、開発地内における生活に起因し、若しくは付随する廃水又は雨水を有効に排出するとともに、その排出によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていなければならない。

- (1) 当該地域における降水量
- (2) 前条第1項各号に掲げる事項及び放流先の状況
(公共用地等の確保)

第31条 公共用地及び集会所は、規則で定める基準に適合していなければならない。

(公共施設等の管理義務)

第31条の2 開発地内に居住する者は、その区域内の公園、緑地、集会所、外灯その他公共施設等の維持管理をしなければならない。

2 前項に規定する維持管理に必要な経費は、開発地内に居住する者の負担とする。

第3節 観光開発の基準

(造成と保護)

第32条 造成に当たっては、自然を保全するための措置が、次に掲げる事項及び規則で定める基準に適合していなければならない。

- (1) 造成は、地形に応じて行わなければならない。やむを得ず地形を変更する場合にあっては、最小限にとどめ、変更後はその地域に適した植生を行うこと。
- (2) 開発地内の水源地の保護及び汚染防止のため、湧水地周辺2ヘクタール以上、井戸の周辺20アール以上及び河川流域両岸に幅30メートル以上の保護林を設けるものとし、当該地域は分譲又は賃貸しないこと。ゴルフ場にあつては、湧水地周辺3ヘクタール以上、井戸の周辺30アール以上及び河川流域両岸幅40メートル以上の保護林を設けるものとする。
- (3) 既存の耕地との間に緑地帯を設けること。

2 前項第2号の湧水地及び河川は、規則で定める。

(給水施設)

第33条 水道施設は、水道法（昭和32年法律第177号）の認可又は確認を受けなければならない。

2 何人も、水道施設及びその周辺の清潔保持に留意し、当該施設の周囲20メートル以内に建築物を構築してはならない。

(廃棄物の処理)

第34条 廃棄物（し尿及び雑排水を含む。）の処理は、施設を設け、自らの責任において処理しなければならない。

(排水路等)

第35条 排水路その他の排水施設は、第30条に定めるもののほか、次の基準に適合していなければならない。

- (1) 洪水調整のための遊水池が適当に配置されていること。
- (2) 前条の施設から流出する排水の放流先が、規則で定める河川に放流されるよう設計が定められていること。

(ゴルフ場等の造成)

第36条 ゴルフ場又は遊園地の造成は、地形に応じた造成を行うものとし、開発区域の面積の50パーセント以上の樹林地帯を設けなければならない。

第5章 太陽光発電設備の設置等

(太陽光発電設備の設置及び管理の適正化)

第36条の2 太陽光発電設備の設置及び管理に関しては、災害の防止並びに生活環境、自然環境及び周辺景観の保全等に配慮した適切な方法によってなされなければならない。このため、市は太陽光発電設備の設置及び管理に関する基準を定めるものとする。

(抑制区域の指定)

第36条の2の2 市長は、災害の防止並びに生活環境、自然環境及び周辺景観の保全等を図るため、太陽光発電設備の設置を抑制する区域を指定することができる。

2 前項の区域は、規則で定める。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定により指定した区域を変更し、又は解除することができる。

4 市長は、第1項の規定により抑制区域を指定したとき、又は前項の規定により抑制区域を変更し、若しくは解除したときは、その旨を告示するものとする。

(太陽光発電事業者の責務)

第36条の3 太陽光発電事業者は、太陽光発電設備の設置及び管理に当たっては、次に掲げる事項について、規則で定める基準に従うとともに、災害の防止並びに生活環境、自然環境及び周辺景観の保全等のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 災害の防止に関する事項
- (2) 生活環境及び自然環境の保全に関する事項
- (3) 周辺景観の保全に関する事項
- (4) 事業の運営に関する事項
- (5) 事業の廃止に関する事項

(看板の設置)

第36条の3の2 太陽光発電事業者は、少なくとも次条に規定する事前協議を行う30日前から第36条の8に規定する設置の完了の届出を提出する日まで、事業区域内の道路に面した公衆の見やすい場所に、当該太陽光発電設備の内容を記載した看板を設置しなければならない。

2 太陽光発電事業者は、第36条の7の規定に基づき、届出の内容を変更する場合は、前項の規定により設置した看板に変更する内容を掲示しなければならない。

3 太陽光発電事業者は、第1項の規定により看板を設置したとき、又は前項の規定により看板の掲示内容を変更したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(事前協議)

第36条の4 太陽光発電事業者は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー特措法」という。)第9条第1項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定の申請又は電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者との発電事業に係る契約手続き(以下「認定申請又は契約手続き」という。)をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

(説明会の開催)

第36条の5 太陽光発電事業者は、前条の協議終了後、認定申請又は契約手続きをする前に、規則で定める近隣住民等に対して、説明会を開催しなければならない。当該計画を変更する場合も同様とする。

2 太陽光発電事業者は、前項の説明会の開催により、近隣住民等の理解を得るよう努めなければならない。

(事業計画の届出)

第36条の6 太陽光発電事業者は、設置工事に着手する30日前までに規則で定めるところにより、事業計画を市長に届け出なければならない。

(事業の変更)

第36条の7 太陽光発電事業者は、前条の届出の内容を変更しようとする場合は、速やかに変更届を市長に提出しなければならない。

(設置の完了)

第36条の8 太陽光発電事業者は、太陽光発電設備の設置が完了したときは、15日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(事業の廃止等)

第36条の9 太陽光発電事業者は、事業を廃止しようとするとき（再生可能エネルギー特措法第9条第1項の規定による再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者にあつては、再生可能エネルギー特措法第11条の規定により再生可能エネルギー発電事業の廃止の届出を経済産業大臣にしたとき及び再生可能エネルギー特措法第15条の規定により再生可能エネルギー特措法第9条第4項の認定を取り消されたときを含む。）は、その旨を市長に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第36条の10 市長は、適正な太陽光発電設備の設置及び管理のために必要な限度において、太陽光発電事業者に対し、太陽光発電設備の設置及び管理に関して報告を求めることができる。

第6章 緑化育成

(緑化育成)

第37条 緑豊かな自然環境の中で生活することは何人も希求するところであり、この緑からの恵沢に鑑み、市民は、樹木（草花を含む。）の保護及び緑化に努めなければならない。

(建築物等の周囲の緑化)

第38条 建築物その他の施設の設置者は、建物の敷地に樹木、花等の植栽可能な場所を確保し、その緑化に努めなければならない。

(工場の周囲の緑化)

第39条 工場を新設（移築を含む。）しようとする者は、敷地内に緑地帯を設け、植樹に努めなければならない。

(緑化の推進)

第40条 市長は、茅野市緑の基本計画に基づき、緑化育成を推進するものとする。

第7章 合併処理浄化槽の設置等

(設置義務)

第41条 公共下水道処理区域外（第34条に規定する区域を除く。次条において同じ。）において住宅等を建築し、生活排水（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第9項に規定する生活排水をいう。以下同じ。）を公共用水域等に排水する者は、合併処理浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。以下「浄化槽」という。）を設置しなければならない。ただし、特別な事由があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(既存住宅等所有者の義務)

第42条 公共下水道処理区域外において既存住宅等を所有し、生活排水を公共用水域等に排水する者は、浄化槽を設置するよう努めなければならない。

(設置手続)

第43条 前2条の規定により浄化槽を設置しようとする者は、茅野市公害防止条例（昭和47年茅野市条例第19号）第7条に規定する手続を行わなければならない。

(規制基準の遵守義務等)

第44条 第41条及び第42条の規定により浄化槽を設置した者には、茅野市公害防止条例第9条から第14条までの規定を適用する。

第45条から第47条まで 削除

第8章 雑則

(立入り検査)

第48条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員をして他人の土地に立ち入らせ、当該土地において行われている行為の状況を調査させることができる。

2 前項の場合において、職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導又は助言)

第48条の2 市長は、適正な太陽光発電設備の設置及び管理のために必要があると認めるときは、太陽光発電事業者に対して、必要な措置をとるよう指導又は助言を行うことができる。

(勧告)

第49条 市長は、自然環境又は水資源の保全上必要があると認めるときは、開発を行う者、第22条の2第1項に規定する行為をした者その他当該地域内の関係者又は第41条の規定に違反した者に対して、期限を定めて、必要な措置をとるよう勧告することができる。

2 市長は、正当な理由なく前条の規定による指導に従わない者に対して、期限を定めて、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(処置命令)

第50条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が、定められた期限内に必要な処置を行わないときは、期限を定めて同条の規定による処置を行うべきことを命令することができる。

(処置の届出)

第51条 第49条第1項及び第2項の規定による勧告又は前条の規定による命令を受けた者が、当該勧告又は命令に基づく処置をしたときは、7日以内に市長に届け出て、当該開発又は設置について、その検査を受けなければならない。

(停止命令)

第52条 市長は、第50条の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わないときは、必要な限度において当該行為の一時停止を命令することができる。

(許可の取消し)

第52条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、自然環境の保全上若しくは生活環境の保全上又は公益上特に必要と認めるときは、この条例の規定によってした許可を取り消すことができる。

(1) 第15条、第20条、第25条又は第27条の規定により許可又は変更の許可を受けた者が、当該井戸又は開発を完成させる見込みがないと認めたとき。

(2) 第18条の規定により届出をした者が、当該井戸を使用する見込みがないと認めたとき。

(3) その他市長が必要と認めたとき。

(原状回復命令等)

第53条 市長は、特に必要があると認めるときは、第15条、第17条、第20条、第25条から第27条まで及び第29条から第36条までの規定に違反し、若しくは第17条第2項及び第26条第2項の規定により付した条件に違反した者又は前条の規定によって許可を取り消された者に対して、その自然の保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合には、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(苦情及び紛争の処理)

第54条 開発、地下水の採取及び緑化に関する苦情のある者又は紛争の当事者は、市長に対し苦情又は紛争のあつせん若しくは調停の申し立てをすることができる。

2 市長は、前項による申立てがあつたときは、速やかに実情を調査し、適切な処理に努めなければならない。

(違反者の公表)

第55条 市長は、第50条の規定による処置命令、第52条の規定による停止命令又は第53条の規定による原状回復命令等に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、第49条第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告内容について公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対して、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 市長は、前項の規定により勧告内容を公表した場合において必要があると認めるときは、当該勧告内容及び公表の事実を国及び県に報告することができる。

(委任)

第56条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第9章 罰則

(罰則)

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第50条又は第52条の規定による命令に違反した者
- (2) 第53条の規定に違反して、原状回復に代わるべき措置をとらなかった者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第1項若しくは第2項又は第20条第1項の規定に違反した者
- (2) 第25条第1項の規定による許可を受けないで開発をした者
- (3) 第27条第1項の規定による変更の許可を受けないで開発をした者
- (4) 第48条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
(両罰規定)

第58条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条から第18条、第20条、第4章、第6章及び第7章の規定は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則 (昭和48年10月1日条例第48号)

この条例は、昭和48年10月15日から施行する。

附 則 (昭和49年12月17日条例第48号)

この条例は、昭和50年2月1日から施行する。

附 則 (昭和50年3月19日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年3月22日条例第14号)

この条例は、昭和52年6月1日から施行する。

附 則 (昭和55年9月20日条例第28号)

この条例は、昭和55年12月1日から施行する。

附 則 (昭和57年6月14日条例第21号)

この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則 (昭和59年6月16日条例第23号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年3月18日条例第10号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年6月18日条例第25号)

この条例は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月23日条例第12号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年6月22日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年8月1日から施行する。

(経過処置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成4年6月22日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年7月1日から施行する。ただし、第32条第2号及び第36条の改正規定は、平成4年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、従前の規定によって承認又は許可を受けていた者は、なお従前の例による。

附 則 (平成9年6月23日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

(茅野市八ヶ岳保護開発審議会条例の廃止)

- 2 茅野市八ヶ岳保護開発審議会条例(昭和42年茅野市条例第18号)は、廃止する。

附 則 (平成11年3月30日条例第8号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年12月1日から施行する。ただし、第1条から第6条までの改正規定、第18条の改正規定、第18条の2の改正規定(同条を第18条の3とし、第18条の次に1条を加える部分を除く。)、第22条に1項を加える改正規定、第30条から第37条までの改正規定、第40条の改正規定、第6章の改正規定(第42条に係る部分に限る。)及び第55条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、改正前の第20条第2項の規定により許可を受けている者は、改正後の第15条第2項の規定により許可を受けた者とみなす。
- 3 この条例の施行の日前に従前の規定によって届出又は許可申請をした者の承認又は許可は、なお従前の例による。
- 4 第41条の規定は、施行の日以後に提出される建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく建築物の確認の申請から適用する。
- 5 第52条の2の規定は、この条例の施行前にした処分についても適用する。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月30日条例第9号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月30日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日条例第3号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月27日条例第7号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和2年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例による改正後の茅野市生活環境保全条例(以下「新条例」という。)の規定は、施行日以後に再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第

108号) 第9条第1項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定(次項において「認定」という。)を申請する太陽光発電事業について適用する。

- 3 新条例第36条の3(第5号に規定する事項に限る。)及び新条例第36条の9の規定は、この条例の施行日前に認定を申請した事業者についても適用する。

(経過措置)

- 4 新条例第36条の4の規定による事前協議及び新条例第36条の5の規定による説明会の開催は、この条例の施行日前においても、当該規定の例により行うことができる。この場合において、当該事前協議及び説明会の開催は、施行日において新条例第36条の4及び第36条の5の規定により行われたものとみなす。

附 則(令和4年3月22日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例による改正後の茅野市生活環境保全条例(以下「新条例」という。)第36条の9の規定による事業の廃止に係る届出は、この条例の施行日前に太陽光発電設備の設置が完了した太陽光発電事業についても適用する。

(経過措置)

- 3 新条例第36条の3の2の規定による看板の設置、新条例第36条の4の規定による事前協議、新条例第36条の5の規定による説明会の開催及び新条例第36条の6の規定による事業計画の届出は、施行日以後に新条例第36条の4に規定する認定申請又は契約手続きをする太陽光発電事業について適用し、施行日前に認定申請又は契約手続きをする太陽光発電事業についてはなお従前の例による。